

## ＜海上関連業務＞ 輸入申告登録 をクリックすると

B/L番号を入力する画面が開きます

B/L番号/AWB番号\*

この欄には、搬入確認番号(貨物管理番号)を入力します。

①ARRIVAL NOTICEに、『搬入確認番号』、『NACCS No』等の記載がある場合、  
→その番号をそのまま入力してください。

②ARRIVAL NOTICEに、『搬入確認番号』、『Naccs No』等の記載がない場合、  
→蔵置場ごとに決まっているSCACコード(4桁)に続けてMB/LまたはHB/L番号を入力してください。

SCACコード(4桁)+ MB/LまたはHB/L番号  
○○○○××××××××

※MB/LやHB/L番号の桁数によっては、頭の1~3桁を削除している場合があります。(B/L番号が12桁を超えた場合等)

例 B/L番号: △△△123456789012

搬入確認番号:  ←これを入力  
SCACコード MB/LまたはHB/L番号の頭数桁を取ったもの

・貨物搬入先で搬入確認が出来ていない場合は、正しい番号を入力してもエラーとなります。  
(この場合、窓口電子申告端末での申告は出来ません。)

・コンテナ扱いの場合は、SCACコードは必要ありません。

・搬入確認番号が確認できない場合は、蔵置されている倉庫にお問い合わせください。



**共通部 繰返部**

**※1** 輸入者コード **※2** (貨物が蔵置されている倉庫のコードを入力)

**※1** 輸入者 **※3** 識別符号

**※1** 郵便番号

**※1** 仕出人名

**※1** 国コード

**※1** INVOICE NO

**※1** 税金の納付方法  
※窓口で現金で納める場合は、入力不要です  
M: マルチペイメントネットワーク  
R: リアルタイム口座振替

**※1** 納付方法でRを選んだ場合、NACCSに登録してある口座番号を入力

B/L番号を入力すると自動的に出力されます。内容が正しくない場合は、税関職員にご相談ください

大額／少額*	L	申告等種別*	C	申告者種別	□	貨物識別	□	申告番号	□
あて先官署	1F	あて先部門	0	輸入者	ABC CO., LTD	識別符号	□	※3	□
住所	P000000	- ****	143000	TOKYO TO	KOTO KU	申告等予定期日	□	□	□
				AOMI 2-7-11					
				ABC BUILDING 101					
電話	03352907								
税関事務管理人	□			受理番号	□				
蔵置場所*	1FOOO	一括申告	□	申告等	仕出人名				
輸入取引者	□								
仕出人	□				XYZ TRADING CO., LTD				
住所	SAM BLD				LONG BEACH, CALIFORNIA	1-1, MARINE ST.			
	US					USA			
B/L番号1*	□								
3	□								
5	□								
貨物個数	300	CT	貨物重量(グロス)	700.5	K				
貨物の記号等	ABC (IN DIA)								
積載船(機)	□	-		入港年月日	□				
船(取)卸港	□	積出地	□	-					
貿易形態別符号	518	コンテナ本数	□						
運送場所識別*	C	所在地	□						
※4									
名称等	□								
電話	□								
通販貨物等識別*	3	プラットフォーム等	★	※5	★				
戻税申告	□	貿易管理令	□	輸入承認証	□	内容点検結果	□	調査用符号	□
他法令	※6 FD	□	□	□		食品	□	植防	□
輸入承認証等1	FDNO	123456780		2	FDNO	987654321		動検	□
※7 4	□	□		5	□	□		□	
7	□	□		8	□	□		□	
10	□	価格条件	通貨						
仕入書識別*	B	※8 仕入書受付番号	□	仕入書番号	A-123456				
仕入書価格	A	- FOB - USD -	6800.25						
運賃	A	- JPY -	55000	保険	D	※10	-	-	-
評価	0	包括評価番号1	□	2	□	3	□		
		補正	□	-	-	-			
		事前教示(評価)	1	2	□	□			
BPR係数合計	□								
納期限延長	□	BP申請事由	□	納付方法	□	口座番号	□	担保番号	□
記事(税関)	□								
記事(通関)	□								
記事(荷主)	□								
荷主セクションコード	□								
社内整理番号	□								

※1(大額/少額)	<b>L</b> :大額申告(少額申告以外)の場合  <b>S</b> :少額申告(関税法基本通達67-4-1(輸入少額貨物の簡易通関扱い)に規定する貨物の通関)の場合(全ての欄の課税価格が20万1,000円未満の場合)
※2(輸入者コード)	①法人番号をお持ちの方 法人番号(17桁)を入力してください。 (13桁のみ入力した場合は14~17桁目が「0000」と自動補完されます。) ②法人番号をお持ちでない個人の方や海外法人等の方(JASTPROコード又は税関発給コードをお持ちの場合) JASTPROコード又は税関発給コードを入力してください。 ③法人番号をお持ちでない個人の方や海外法人等の方(JASTPROコード及び税関発給コードをお持ちでない場合) 入力の必要はありません。
※3(識別符号)	法人番号を持っている場合は輸入者コード欄に適切にコード等の入力がされていれば「1」が自動登録されます。 法人番号を持っていない場合は「2」を入力して下さい。
※4(運送場所識別)	輸入申告時点の貨物の運送契約に基づく、輸入許可後の国内運送先を選択・入力してください。 <b>C</b> :運送先が定められているものの、輸入者の住所と同じ場合 <b>N</b> :運送先が定められていない場合 <b>T</b> :輸入者の住所と異なる運送先が1か所定められている場合 <b>M</b> :輸入者の住所と異なる運送先が2か所以上定められている場合
※5(通販貨物等識別)	輸入しようとする貨物の類型を選択してください。 <b>1</b> :通信販売貨物 <b>2</b> :FS利用貨物 <b>3</b> :その他の貨物  <b>3</b> :その他の貨物とは、 <b>1</b> 、 <b>2</b> にも該当しないものをいいます。主なものとして、従来の商業貨物(BtoB貨物)、個人間の貨物(CtoC貨物)等が考えられます。  <b>1</b> :通信販売貨物を輸入しようとする場合には、その通信販売において利用されたプラットフォームの名称等(★)を申告してください。 <b>2</b> :FS利用貨物については、国内でFS利用貨物を販売するために利用予定のプラットフォームの名称等(★)を申告してください。(任意項目) プラットフォーム毎に設定された6桁のコードをプラットフォーム等コード欄(★)に入力することで、プラットフォームの名称等が自動で補完されます。
※6(他法令コード)	食品衛生法、家畜伝染予防法等の関係法令(外国為替及び外国貿易法を除く。)に係る許可・承認等がある場合は、該当法令のコードを選択又は入力して下さい。  例 <b>FD</b> :食品衛生法 <b>AN</b> :家畜伝染病予防法 <b>PL</b> :植物防疫法 <b>FM</b> :主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律  <b>PA</b> :医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
※7(輸入承認証等)	外国為替及び外国貿易法並びにその他の法令に基づく許可・承認若しくは届出・申請又は税関審査に際し必要な事項がある場合は、輸入承認証等識別コードを参照し、該当するコードを入力、右の枠に「許可・承認番号等」を入力して下さい。
※8(仕入書識別)	<b>A</b> :インボイスの原本 <b>B</b> :インボイスに代わる書類( <a href="#">インボイスのコピー等</a> )
※9(運賃)	<b>A</b> :仕入書(インボイス)の価格条件が「FOB」、「C&I」の場合  <b>E</b> :仕入書(インボイス)の価格条件が「C&F」、「CIF」の場合で、インボイス等に記載された金額以外に課税価格に加算する運賃がある場合。  ★仕入書(インボイス)の価格条件が「C&F」、「CIF」の場合で、インボイス等に記載された金額以外に課税価格に加算する運賃がない場合は、入力不要です。
※10(保険)	・インボイス価格条件コードに「C&I」又は「CIF」を選択した場合は、基本的に入力不要です。 ・インボイス価格条件コードに「FOB」又は「C&F」を選択した場合は、対応するコードを入力してください。 ★保険をかけていない場合は「D」を入力してください。
※11(評価)	評価申告のない場合又評価申告を要しない場合には、「0」を選択して下さい。 評価申告の要否が不明な場合には、税関職員にお尋ね下さい。その他、詳細については、評価区分コード表を参照して下さい。  ※上記に例として掲げているコード以外が必要な場合はNACCS掲示板をご覧ください。

<b>★1 (NACCS用コード)</b>	実行関税率表記載のNACCS用コード(1桁)を入力してください。NACCS用コードが＊1となっている場合は、『NACCS用品目コード(輸入)』又は実行関税率表附表を参照してください。  ただし、 ・課税価格が201,000円未満の少額の場合はE ・少額合算をしている場合はX ・再輸入(内国産貨物の輸入)品の場合はY を入力してください。
<b>★2 (原产地証明書識別コード)</b>	原产地証明書識別コード(4桁)(原产地(申告)種別(2桁)+原产地証明者等区分(1桁)+貨物の種類(1桁))を入力してください。  例 原产地(申告)種別(2桁) WK:国定・WTO協定 GS:一般特恵 SG:日シンガポール経済連携協定(EPA) TH:日タイ経済連携協定(EPA) AS:日アセアン包括経済連携協定(EPA) など  原产地証明者等区分(1桁) T:輸出国当局が発給した原产地証明書(第三者証明) E:輸出者による原産品申告書 P:製造者による原産品申告書 O:原产地証明書等の提出が不要な場合
	貨物の種類(1桁)  【国定・WTO協定】 G:協定用原产地証明書の提出がある貨物 R:貨物、インボイス等により原産地が確認できる貨物 ※「原产地証明書識別」欄に「R」を入力した場合は、「WKOR(WTO協定税率適用)」にシステム内部で自動的に変換されます。  【一般特恵(GSP)】 P:自国関与品(暫定令第26条第2項該当)以外で、かつ、累積(暫定令第26条第3項)非適用の貨物 (=特恵用原产地証明書添付) T:少額扱い貨物 C:税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物  【EPA】 4:EPAに基づく原产地証明書(又は原産品申告書)の提出がある貨物 5:少額扱い貨物
<b>★3(数量)</b>	実行関税率表の単位に対応する数量を入力して下さい。  ※少額通関(上記★1で「E」を入力した場合)など統計計上が不要な貨物は以下の場合を除いて入力不要です。  イ 内国消費税(消費税を除く)の課税又は免税の物品 ロ 従量税率又は選択税率が適用される品目 ハ 再輸入(内国産貨物の輸入)品
<b>★4(BPR係数)</b>	輸入申告が複数欄にわたる場合で、各欄の申告価格を価格按分により算出する場合は、価格按分するための当該欄の価格(当該欄のインボイス価格等)を入力して下さい。
<b>★5(内消税等種別)</b>	消費税が免税される場合を除き、消費税用のコード「F3」(軽減税率)又は「F4」(標準税率)を選択して下さい。
<b>★6(内消税等種別)</b>	酒税、たばこ税、石油石炭税等の内国消費税、不当廉売関税等の特殊関税が課される場合は、該当するコードを入力して下さい。
	※上記に例として掲げているコード以外が必要な場合はNACCS掲示板をご覧ください。